

安全保障理事会決議 2253 (2015)

2015年12月17日、安全保障理事会第7587回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1363 (2001)、1373 (2001)、1390 (2002)、1452 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1566 (2004)、1617 (2005)、1624 (2005)、1699 (2006)、1730 (2006)、1735 (2006)、1822 (2008)、1904 (2009)、1988 (2011)、1989 (2011)、2083 (2012)、2133 (2014)、2170 (2014)、2178 (2014)、2195 (2014)、2199 (2015)、2214 (2015) および 2249 (2015) を想起し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、そして罪のない文民とその他の人の死、財産の破壊および安定を大きく損ねていることを引き起こすことを目的とした現在進行中のまた多様な犯罪のテロ行為について、イラクおよびレバントのイスラム国 (ISIL、またダーシュとしても知られている)、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体についての安保理の明解な非難をくり返し表明し、

テロリズムが国際の平和および安全に与える脅威そしてこの脅威に対抗することが、国際法および国際連合憲章に対する尊重に基づく国の、地域のまた国際的なレベルでの結集した力を必要としていることを認識し、

テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

中東および北アフリカ並びにその先における、ISIL、アル・カーイダおよびその系列組織の存在、暴力的な過激主義のイデオロギー並びに行動について最も深刻な懸念を表明し、

国際連合憲章に従って全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の公約を再確

認し、

2013年1月15日の(S/PRST/2013/1)、2014年7月28日の(S/PRST/2014/14)、2014年11月19日の(S/PRST/2014/23)、2015年5月29日の(S/PRST/2015/11)そして2015年7月28日の(S/PRST/2015/11)テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威についての安全保障理事会の議長声明を想起し、

国際連合憲章、適用可能な国際人権法、国際難民法および国際人道法を含む国際法に従って、テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に、あらゆる手段により闘う必要性を再確認し、これに関連し国際連合が、この取組を主導することと調整することにおいて果たす重要な役割を強調し、

開発、安全および人権は、相互に補強し合っておりまたテロリズムに対抗することに対する効果的なまた包括的な対処方法において極めて重要であることを認識し、そしてテロ対策戦略の特定の目標は、持続可能な平和および安全を確保することであることを強調し、

安保理決議 1373 (2001) そしてとりわけ全ての国家が、テロリストの行為の資金調達を予防しまた抑圧しそしてテロリスト集団の構成員の募集を抑圧することやテロリストへの武器の供給を根絶することによるものを含んで、テロリストの行為に関与した団体または個人に、積極的にまたは消極的に、あらゆる形態の支援を提供することを自制するものとするというその決定を再確認し、

テロリズムは、テロリストの脅威を妨害し、損ない、孤立させそして無能力にするため全ての国家および国際的なまた地域的な機構の積極的な参加と協力が関与している持続的でまた包括的な対処方法によってのみ打ち負かすことができることを強調し、

制裁は、テロ対策を支援することを含んで、国際の平和および安全の維持並びに回復における国際連合憲章の下での重要な手段であることを強調し、そしてこれに関連して、本決議の第2項の措置の断固とした実施の必要性を強調し、

ISIL は、アル・カーイダの分派であることを想起し、そして ISIL またはアル・カーイダを支援している個人、集団、企業、若しくは団体は、一覧表掲載の資格があることを更に想起し、

数多くの被害者をもたらしている、世界中で ISIL により実行された最近よくあるテロリストの攻撃を非難し、現在の脅威を反映する制裁の必要性を認識しそして、これに関連して、決議 2249 の第 7 項を想起し、

全ての国家が、決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1989 (2011)、2083 (2012) および 2161 (2014) に従って作られた一覧表 (以後「ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表」として言及する) に含まれたあらゆる個人、団体、企業、並びに団体に関して、そのような個人、団体、企業または団体の国籍や所在地に関わりなく、第 2 項に記された措置を講じる義務を有していることに全ての国家の注意を喚起し、

全ての加盟国に対し、現在の一覧表掲載に関連のある追加の情報を与えること、適切な場合には、一覧表からの削除要請を提出することにより、そして本決議の第 2 項に言及した措置の対象となるべき追加の個人、集団、企業並びに団体を一覧表掲載のため特定することや指名することにより、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表を維持することと最新情報に更新することに積極的に参加することを促し、

本決議において示された一覧表掲載のための基準をもはや満たさなくなった個人、集団、企業並びに団体を、速やかに且つ事案に応じて削除する諸決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って設立された委員会 (「同委員会」) に注意を喚起し、同委員会の手続および ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表の様式に対する改善を歓迎し、手続が公正且つ明解であることを確保するための取組を続ける安保理の意図を表明し、また、本決議の第 2 項の下で加盟国により実行される措置に対する、法的およびその他の点での、課題を認識し、

テロリズムおよびテロリストの資金調達に対抗するための加盟国の能力を構築することの重要性を認識し、

決議 1904 (2009) に従った行政監察官事務所の設立および諸決議 1989 (2011)、2083 (2012) および 2161 (2015) における行政監察官の職務権限の強化を再び歓迎し、補足的な公平さと透明性を提供することにおける行政監察官事務所の著しい貢献に留意し、そして行政監察官事務所が、その職務権限に従って、その役割を効果的且つ独立して実行すること続けることができることを確保することに

対する安全保障理事会のしっかりとした公約を想起し、

2011年1月21日、2011年7月22日、2012年1月20日、2012年7月30日、2013年1月31日、2013年7月31日、2014年1月31日、2014年7月31日そして2015年2月2日に提出された報告書を含む、安全保障理事会への行政監察官事務所の半年毎の報告書を歓迎し、

同委員会および INTERPOL、とりわけ技術援助と能力構築に関する国際連合薬物犯罪事務所、並びにその他の全ての国際連合機関との間の継続している協力を歓迎し、また国際連合システムのテロ対策取組における全般的な調整と一貫性を確保するため国際連合テロ対策履行タスクフォース（CTITF）との更なる関与を強く奨励し、

安保理決議 2199（2015）と 2133（2014）を想起し、資金を増やすことまたは政治的譲歩を得ることを目的としたものを含む、何らかの目的のためにテロリスト集団により犯された誘拐および人質拘束を強く非難し、テロリスト集団により犯された誘拐および人質拘束を防止するまた適用可能な国際法に従った身代金の支払いまたは政治的譲歩無しに人質の安全な解放を確保する安保理の決意を表明し、テロリストが身代金の支払いからまたは政治的譲歩から、直接にまたは間接的に、利益を得ることを妨げそして人質の安全な解放を確保するという全ての加盟国への安保理の呼びかけをくり返し表明し、そして「テロリストによる身代金目的の誘拐による利益の防止と拒否に関する良い慣行についてのアルジェ覚書の追加文書」の 2015年9月のグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）による是認を歓迎し、

幾つかの事例において ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体が越境組織犯罪に関与することから利益を受け続けていることを深刻に懸念し、そしてテロリストが、武器、人、薬物および工芸品の取引から、そして金およびその他の貴重な金属や宝石、鉱物、野生動物、木炭および石油を含む天然資源の違法貿易から、並びに身代金目的の誘拐およびゆすりや銀行強盗を含むその他の犯罪からを含む、幾つかの地域における越境組織犯罪から利益を得ていることに懸念を表明し、

具体的なテロ行為との結び付きがない場合でさえ、組織犯罪の収益、特に薬物やその化学的前駆物質の違法な生産や取引からのを含む、テロリズム、テロ組織および個人のテロリストの資金調達を予防しまた抑圧するための措置を講じる必要性を認識し、また決議 1452 の第 5 項を想起し、

テロリストによるまたテロリストのための非政府組織、非営利組織そして慈善組織の濫用を防止す

る加盟国の必要性を認識し、非政府組織、非営利組織そして慈善組織に対し、その地位を濫用するテロリストによる試みを予防しまた適切な場合には対抗することを求め、同時に市民社会における個人の表現および結社の自由並びに宗教または信念の自由に対する権利を十分に尊重することの重要性を想起し、そして非営利部門のテロリストの濫用を防止することに関連する国際的な基準の適切な、リスクに基づく実施のための金融活動作業部会により発行された関連する更新された最善の慣行白書を歓迎し、

加盟国が、テロリストへの、小型武器を含む兵器の供給を取り除くものとするという安保理の決定、並びに武器の取引に関する運用情報の交換を強めまた加速する方法を見つけ出し、そして国の、準地域の、地域のそして国際的なレベルで取組の調整を高めるといふ国家への安保理の呼びかけを想起し、

テロ行為を促進するため、新しい情報通信技術、とりわけインターネットの、テロリストやその支援者による、国際化された社会における、増加した使用に懸念を表明し、そしてテロ行為を先導し、勧誘し、資金供給しまたは計画するためのその使用を非難し、

ISIL、アル・カーイダおよび関連集団への国際的な勧誘の流れ並びにこの現象の規模に懸念を表明し、そして加盟国が、国際人権法、国内難民法および国際人道法に適合して、外国人テロ戦闘員を募集すること、組織すること、輸送することまたは装備すること並びに彼らの渡航や活動に資金提供することを予防しそして抑圧するものとすることを決定している安保理決議 2178 (2014) を想起し、

彼または彼女が、決議 2178 (2014) の第6項に記述された外国人テロリストのテロ関連活動に参加する目的で、その領土への入国または通過を求めていることを信じる十分な理由を提供している信頼に足る情報を国家が有しているあらゆる個人の自国領土への入国または通過を防止する加盟国の義務をくり返し表明し、また国際法に従って、特に、効果的な国境管理により、テロ集団の移動を防止し、そしてこれに関連して、速やかに情報を交換し、自国領域へのまた自国領域からのテロリストやテロ集団の移動、テロリストへの兵器の供給そしてテロリストを支援するものである資金供給を防止するため権限ある当局間の協力を改善する加盟国の義務を更にくり返し表明し、

ISIL、ANF および決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従って設立された委員会により指名された関連する個人、集団、企業並びに団体との、とりわけ石油や石油製品、モジュラー型製油所および化学製品並びに潤滑油を含む関連物資の、直接または間接の貿易への何らかの関与を非難し、またそのような関与は、そのような個人、集団、企業並びに団体に対する支援を構成するものであり、同委員会に

よる更なる一覧表掲載を導く可能性があることをくり返し表明し、

宗教的な遺跡や用具を対象とした破壊を含む、イラクおよびシリアにおける、とりわけ ISIL と ANF による文化的遺跡の破壊を非難し、そして全ての加盟国が、1990 年 8 月以降イラクからそして 2011 年 3 月以降シリアから違法に移動された、イラクおよびシリアの文化的財産並びに考古学的な、歴史的な、文化的な、自然科学上稀な、そして宗教的な重要性のあるその他の品目の貿易を防止するため、そのような品目の国境を越えた貿易を禁止すること、それによってイラクおよびシリアの人々への最終的な安全な返還を認めることによるものを含んで、適切な措置を講じるものとするという安保理の決定を想起し、

ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体による国際の平和および安全に与えられる継続した脅威に懸念を表明している安保理決議 2178 (2014) を想起し、そして外国人テロ戦闘員により実行されたテロ行為を含む、当該脅威のあらゆる側面に対処する安保理の決意を再確認し、

ISIL、ANF および関連する個人、集団、企業並びに団体による女性や子どもの拉致を最も強い文言で非難した決議 2242 (2015) を想起し、これらの組織によるレイプ、性的暴力、強制結婚および奴隷にすることを含む、彼らの搾取や虐待に憤りを表明し、証拠を有する全ての国家および非国家主体に対し、そのような人身取引が実行者を財政的に支援する可能性があるという何らかの情報に沿って、安保理の注意をそれに向けさせることを奨励し、この決議が自国領域内の自国民や人が、ISIL の利益のためにあらゆる資金、金融資産または経済資源を利用可能としないことを確保することを国家に要求していることを強調し、そしてそのような搾取や虐待に関連して直接的にまたは間接的に ISIL に資金を移転するいずれかの個人または団体は、委員会による一覧表掲載の資格があるものであることに留意し、

国家当局による実施を促進するため全ての国際連合制裁一覧表の様式を標準化する事務局の取組を歓迎し、国際連合の全ての公用語で全ての一覧表の記載事項および一覧表掲載の理由の説明概要を利用可能にするよう翻訳する事務局の取組を更に歓迎し、そして事務局に対し、適切な場合には、監視チームの支援を得て、委員会により承認された資料モデルを実施するためその活動を続けることを奨励し、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

措置

1. 本決議の採択の日から、1267/1989 アル・カーイダ制裁委員会は、「1267/1989/2253ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁委員会」として今後知られるものとし、アル・カーイダ制裁一覧表は、「ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表」として今後知られるものとすることを決定する。

2. 全ての国家は、決議 1333 (2000) の第8項(c)、決議 1390 (2002) の第1および2項、そして決議 1989 (2011) の第1と4項で、以前課せられたように、ISIL (「ダーシュ」としても知られている)、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体に関して、以下の措置を講じるものとすることを決定する。

資産凍結

(a) これらの個人、集団、企業並びに団体によりまたは彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動する人により、直接にまたは間接に所有されたか管理されている財産から派生する資金を含む、彼らの資金やその他の金融資産若しくは経済資源を遅滞なく凍結し、そしてこれらばかりでなくその他の資金、金融資産または経済資源を、自国民により若しくは自国領域内の人によりそのような人たちの利益のために直接にまたは間接に利用可能としないことを確保する。

渡航禁止

(b) 本項のいずれも、自国民の自国領域への入国を拒否することまたは出発を要求することを国家に義務づけるものではないことを条件に、これらの個人の自国領域への入国または通過を防止し、そして本項は、入国または通過が司法過程の遂行のために必要であるか若しくは委員会が入国または通過が正当であると事案に応じて決定する場合だけ適用されないものとする。

武器禁輸

(c) 兵器および弾薬、軍用車両や装備、準軍事的装備並びにそれらの予備部品を含む全ての型の関連物資および武器の、自国領域からまたは自国領域外の自国民により、あるいは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いる、これらの個人、団体、企業並びに団体への直接のまたは間接の供給、販売

若しくは譲渡および軍事活動に関連する技術的助言、援助または訓練を防止する。

一覧表掲載基準

3. 個人、集団、企業または団体が、ISIL またはアル・カーイダと関係を有していることを示しておりそしてそれ故 ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表に含まれる資格を有する行為または活動は、以下を含むことを決定する。

(a) アル・カーイダ、ISIL または末端組織、系列組織、分派集団若しくはそれらの模倣集団による、彼らと協力した、彼らの名前の下で、彼らに代わってまたは彼らを支援して、行為または活動の資金調達、計画立案、幫助、準備または実行に参加すること。

(b) 彼らへの武器および関連物資の供給、販売または譲渡。

(c) 彼らへの勧誘、または彼らの行為や行動をその他の方法で支援すること。

4. 資金調達または支援のそのような手段は、麻薬およびその前駆物質の違法な栽培、生産および取引を含む犯罪から派生する収益を含むがそれに限定されないことに留意する。

5. ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にあるものを含むアル・カーイダまたは ISIL と関連のある個人、企業または団体により直接に若しくは間接に所有されるか支配されているかのどちらでも若しくは別の方法で支援している個人、集団、企業または団体は、一覧表掲載の資格があるものとすることを確認する。

6. 上記第2項(a)の要件は、インターネットのホスティングや他のサービスのために用いられるもの、アル・カーイダ、ISIL、および ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表に含まれたその他の個人、集団、企業または団体のために用いられるものを含むがそれに限定されない、あらゆる種類の財政的および経済的資源に適用することを確認する。

7. 上記第2項(a)の要件は、一覧表に掲載された個人の、輸送および宿泊に関して被る経費を含む、渡航に関してのその利益に対してまたは利益のために、直接にまた間接的に利用可能とされる可能性のある資金、金融資産または経済資源に適用すること、そしてそのような渡航関連資金、その他の金融資産または経済資源は、決議 1452 (2002) の第1および2項に規定され、決議 1735 (2006) および以下の第10、74そして75項で修正された免除手続に従ってのみ提供されることができると確認する。

8. 上記第2項(a)の要件は、どのようにまた誰により身代金が支払われたかにかかわらず、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人、集団、企業または団体に対する身代金の支払いにもまた適用されるものとするを更に確認する。

9. 加盟国は、一覧表に掲載された個人、集団、企業または団体に有利になる何らかの支払について、上記第2項の規定に従って、口座凍結に加えることを許可できることを再確認する。但し、そのような支払が、上記第2項の規定の対象であり続けそして凍結されることを条件とする。

10. 加盟国に対し、決議 1452（2002）の第1と2項で規定され、決議 1735（2006）により修正された、上記第2項(a)の措置に対する利用可能な免除に関する規定を利用することを奨励し、渡航禁止に対する免除が、宗教的義務を遂行する目的のための一覧表に掲載された個人の旅行の場合を含んで、加盟国、個人または適切な場合には行政監察官により提出されなければならないことを確認し、そして決議 1730（2006）により設立されたフォーカル・ポイント制度が、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人、集団、企業または団体により若しくはそれに代わって、あるいはそのような個人、集団、企業または団体の法定代理人若しくは同類の者により、以下の第76項に記述される、委員会の審議のために、提出された免除要請を受領できることに留意する。

実施措置

11. 上記第2項に記述された措置のあらゆる側面を十分に実施する適切な手続を、特定する、そして必要な場合には導入する、全ての国家の重要性をくり返し表明する。

12. テロリストの行為を犯したこと、準備したことまたは支援したことに責任を有する者は、責任を問われなければならないことを再確認し、加盟国は互いに、訴訟にとって必要なテロリストの所有物の中に証拠を掴むことにおける援助を含む、テロ行為の資金供与または支援に関連した犯罪捜査または刑事訴訟に関しての最大限の援助措置を与えるものとするという決議 1373（2001）の安保理の決定を想起し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体が関与するそのような捜査または訴訟についてのこの義務を果たすことの重要性を強調し、そして加盟国に対し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体により行われた活動の直接または間接の資金供与で支援し、助長し、参加しまたは参加を試みた者を見つけ出しそして訴追し、引き渡しまたは起訴するた

め、国際法の下の自らの義務に従って、そのような捜査または訴訟において、特にテロリストの行為が犯された国家またはその国民に対してテロリストの行為が犯された国家と十分な調整をすることを促す。

13. 自国民および自国領域内の人が、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体に対し経済的資源を利用可能としないようにすることを確保する加盟国の義務をくり返し表明し、この義務が、石油および精製された石油製品、モジュラー型製油所、および化学製品と潤滑油を含む関連物資並びにその他の天然資源の直接および間接の貿易に適用することをまた想起し、そして自国民および自国領域内の人が、委員会により指定された個人および団体または指定された個人若しくは団体に代わってあるいはその指示で行動している者に対して寄付をしないようにすることを確実にする自らの義務を遵守する全ての加盟国の重要性を更に想起する。

14. 全ての加盟国に対し、決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従って設立された委員会に ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体を支援している個人および団体の一覧表掲載要請をより積極的に提出することを奨励し、そして委員会に対し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体との石油や遺物の貿易関連活動におけるものを含む、行為または活動の資金調達、支援、助長に従事した個人や団体の指定を、安保理決議 2199 (2015) に従って、直ちに検討することを指示する。

15. その規定を遵守するために加盟国が講じた措置について委員会への加盟国による報告の不十分なレベルを含む、諸決議 1267 (1999)、1989 (2011) および 2199 (2015) が履行されないことについて増している懸念を表明し、そして加盟国に対し、ISIL または ANF へのあるいはそれらからの移送されているなんらかの石油、石油製品、モジュラー型製油所、および関連設備の自国領域における阻止を委員会に報告するという決議 2199 の第 12 項の下での自らの義務を遂行するために必要な措置を講じることを求め、そして加盟国に対し、遺物のそのような阻止並びにそのような活動の結果として個人および団体に対してもたらされた訴訟の成果をまた報告することを求める。

16. 全ての加盟国に対し、金融活動作業部会 (FATF) が改訂した資金洗浄およびテロ資金供与対策に関する 40 の勧告、とりわけテロリズムおよびテロリストの資金調達に関する対象を特定した金融制裁に関する勧告 6 に具体化された包括的な国際基準を実施すること、FATF 方法論の直接成果 10 の目標に沿って、テロリストが資金を増すこと、動かすことそして使うことを効果的に予防する最終目標

で、勧告 6 に対する FATF の解釈ノートにおける要素を適用すること、テロリズムおよびテロリストの資金調達に関連した対象を特定した金融制裁の効果的実施のための関連した最善の慣行また刑事手続の存在を条件としない対象を特定した金融制裁を適用しまた執行する適切な法的権限および手続を有する必要性に留意すること、そして「合理的な根拠」または「合理的な基準」の証明の証拠となる基準、並びに全ての関連する情報源から可能な限り多くの情報を収集しまたは懇請する能力を適用することを強く促す。

17. テロ組織 ISIL の資金調達（2015 年 2 月発行）および ISIL の脅威についての議論を含む、生まれつつあるテロの資金調達のリスク（2015 年 10 月発行）に関する最近の FATF の報告書を歓迎し、決議 2178（2014）の関連要素を具体化するためのテロリストの資金調達の犯罪化に関する勧告 5 の解釈ノートへの、特にテロリストの資金調達が、準備、計画立案またはテロ行為若しくはテロリストの訓練を提供するかまたは受けることの準備または参加の目的のため、自らの居住国または国籍国以外の国家に渡航するか若しくは渡航を試みる個人の渡航の資金調達を含むことを説明している、FATF の説明をさらに歓迎し、FATF 勧告 5 が、具体的なテロ行為との結び付きがない場合でさえ、勧誘、訓練または渡航を含むがそれに限定されない何らかの目的のためのテロ組織若しくは個々のテロリストの資金調達に適用されることを強調する

18. FATF に対し、テロリストの資金調達に対抗することを優先する、とりわけ加盟国が、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、団体並びに企業によるものを含む、テロリズムの資金調達に効果的に対抗することを妨げている不備なものを特定しまた戦略的な資金洗浄対策およびテロ資金調達対策（AML/CFT）で加盟国と協働する、その取組を継続することを奨励し、そしてこれに関連して、そのような集団への経済資源の提供は、このまたその他の関連諸決議の明白な違反であり受け入れられないことをくり返し表明する。

19. 決議 1373（2001）の第 1 項(d)の義務は、具体的なテロ行為との結び付きがない場合でさえ、勧誘、訓練または渡航を含むがそれに限定されない、あらゆる目的のために、テロ組織または個人のテロリストの利益のために、直接的にまたは間接的に、資金、金融資産または経済資源若しくは金融のまたはその他のサービスを利用可能とすることに適用されることを明確にする。

20. 国家に対し、決議 1373（2001）の第 1 項(d)に規定した禁止令の意図的な違反を、自国の国内法および規則で重大な犯罪として制定することを確実にすることを求める。

21. 加盟国に対し、第2項(a)により要求されているように、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人並びに団体への基金およびその他の金融資産並びに経済資源の流れを断ち切るため強力に且つ決定的に動くことを求め、そして関連する FATF 勧告および以下の手段を通じた合法的な活動に関する影響を緩和するため活動しつつ、非営利組織、公式並びに非公式／代替的送金システムおよび現金の物理的国境を越えた動きの濫用を防止するために立案された国際基準を考慮すること。

22. 加盟国に対し、人権および基本的自由を尊重することまた国際法の下での義務を遵守することと同時に、テロリストが勧誘することを防止するため、インターネットおよび効果的な対抗物語を策定することによるものを含んで、ソーシャル・メディア上の彼らの暴力的な過激主義の宣伝および暴力への扇動に対抗するため、協力的に行動することを促し、そしてこの努力において市民社会および民間部門との協力の重要性を強調する。

23. 加盟国に対し、上記第2項の措置の効果的実施を確実にするため、関連する国内機関、民間部門および一般大衆に対するものを含んで、可能な限り広く ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表の認識を促進することを促しそして加盟国に対し、自国のそれぞれの会社、財産およびその他の関連する公的並びに私的な登録が、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に対する、法的なそして／または有益な所有権情報を伴ったものを含むがそれに限定されない、その利用可能なデータ・ベースを定期的に検査することを促すことを奨励する。

24. テロリズムの資金調達に対抗することにおける民間部門との強力な関係の重要性を強調しそして加盟国に対し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体に関連する潜在的なテロリスト資金調達（TF）活動を特定する自国の活動に対してより大きな背景を提供する TF リスクについて金融機関と従事したそのことについての情報を共有することそしてテロリストの資金調達に対抗することにおいて政府と民間部門とのより強力な関係を促進することを求める。

25. テロリズムの資金調達に効果的に対抗するため政府内また政府間の情報共有の重要性を認識し、加盟国に対し、関連する金融取引についての警戒を行うことを続けまた法執行、情報、治安サービスおよび金融情報部門を含む、多様な当局および経路を通して政府内並びに政府間の情報共有能力および実践を改善することを求め、そしてまた加盟国に対し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、

企業並びに団体により与えられるテロリストの資金調達の脅威により効果的に対抗するため国の政府に利用可能なその他の型の情報で金融情報の統合および利用を改善することを求める。

26. 加盟国は、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体が、軍用、民用あるいは簡易爆発であろうとなかろうと、あらゆる型の爆発物、並びに化学成分、起爆装置、導爆線または毒物を含む（が限定されない）、簡易爆発装置または非通常兵器を製造するために使われる原材料および成分の入手、取扱、貯蔵、使用またはアクセスを求めることを防止するため、そのような物質の生産、販売、供給、購入、譲渡または貯蔵に関与した自国民、自国の管轄権の対象となる人および自国領域で法人組織となったまたは自国の管轄権の対象となる団体による、優れた実践を示すことを含んで、強化された警戒の行使を促進するため適切な措置に着手するものとすることを決定し、そして加盟国に対し、簡易爆発装置に対抗するため、情報を共有し、協力関係を確立しまた国内戦略および能力を開発することを更に奨励する。

27. その政府代表部を含む、加盟国および関連する国際機構に対し、あらゆる関連問題について徹底的な議論のため委員会と会合することを奨励する。

28. 全ての加盟国に対し、上記第2項に定められた措置の実施において、詐欺で手に入れた、贋造の、盗まれたそしてなくしたパスポートやその他の渡航書類が、国内法および慣行に従って、可及的速やかに無効とされそして流通から除かれることを確保すること、そして INTERPOL データ・ベースを通して他の加盟国とそれらの書類についての情報を共有することを促す。

29. 加盟国に対し、自国の国内法および慣行に従って、自らの管轄権に係る詐欺で手に入れた、贋造の、盗まれたそして失った身元または渡航書類に関連した自国の国内のデータ・ベースにおける民間部門の情報を共有することそして一覧表に掲載された当事者が信用または詐欺で手に入れた渡航文書を守るためを含む偽の身元を使っていることが分かった場合は、これに関連した情報を委員会に提供することを奨励する。

30. 一覧表に掲載された個人に渡航文書を発行している加盟国に対し、所持者が渡航禁止の対象でありまた免除手続に相当していることに、適切な場合には、気づくことを奨励する。

31. 加盟国に対し、渡航禁止を効果的に実施することの目的のために、渡航査証申請を認めるかど

うかを検討する場合、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表を調べることを奨励する。

32. 加盟国に対し、加盟国が ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人の渡航を探知する場合、他の加盟国、とりわけ出発国、目的国および通過国と迅速に情報を交換することを奨励する。

33. 指定した国に対し、国内裁判所またはその他の法的機関が、一覧表に掲載された当事者の事件を再検討したかどうかまた何らかの司法手続が始まったかどうか監視チームに通報すること、そして一覧表掲載のための標準様式を提出する場合その他の関連する情報を含めることを奨励する。

34. 全ての加盟国に対し、上記第2項で記述された措置の実施および ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体からの脅威の評価に関する問題について委員会と監視チームと連絡しあうことを担当する国内のフォーカル・ポイントを指定することを奨励する。

35. 全ての加盟国に対し、技術援助を促進することを目的として、上記第2項で記述された措置の実施に対する障害について委員会に報告することを奨励する。

36. 全ての国家に対し、本決議の第2項に言及された措置の、適切な場合には関連する強制行動を含む、自国の実施について、本決議の採択の日から遅くとも120日までに委員会に最新情報の報告書を提出することを求める。

委員会

37. 委員会に対し、公正且つ明解な手続が、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に個人、集団、企業並びに団体を載せるためにまた彼らを抹消するためにまた決議1452（2002）による免除を認めるために存在することを確保し続けることを指示し、また委員会に対し、これらの目的を支援して積極的な再検討の下にその指針を置き続けることを指示する。

38. 委員会に対し、優先事項として、本決議の諸規定、とりわけ第23、26、30、31、34、47、52、57、59、64、77、78、80および81項に関してその指針を再検討することを指示する。

39. 委員会に対し、加盟国の実施努力に関するその所見について安保理に対して報告した実施を改善するために必要な措置を勧告することを要請する。

40. 委員会に対し、上記第2項に従った措置の不遵守の可能性のある事例を特定した各事例に関する適切な一連の行動を決定することを指示し、また委員長に対し、以下の第87項に従った安保理への定期報告書において、この問題に関する委員会の活動についての進捗報告を提供することを指示する。

41. 委員会の指針に従って、委員会が事案に応じて、特別事情が審議のため追加の時間を必要としていることを決定しない限り、問題は、6か月以内の期間に委員会で決定されることを確認する。

42. 委員会に対し、監視チームまたは専門的な国際連合機関を通して、加盟国による要請に基づき、措置の実施を高めるための能力構築に関する援助を容易にすることを要請する。

一覧表掲載

43. 全ての加盟国に対し、ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体の行為または活動の資金調達若しくは支援に、何らかの手段により、参加している個人、集団、企業並びに団体の名前を、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に含めるために、委員会に提出することを奨励する。

44. 本決議の第2項に言及された措置は、本質的に予防的でありまた国内法の下で規定された犯罪基準に依存しているものでないことをくり返し表明する。

45. ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に含めるため委員会へ名前を提案する場合、加盟国は、一覧表掲載のための標準様式を使うものとしそして可能な限り詳細且つ具体的な理由として一覧表掲載のための提案理由を記述しているもの、また提案された名前についての可能な限り多くの関連情報、とりわけ個人、集団、企業並びに団体の正確なまた積極的な識別のため考慮にいれるための十分な識別情報、また可能な範囲まで、特別通知を発行するため INTERPOL により要求される情報を含むべきである事例の原因を述べた文書を提供することを再確認し、そして事例の原因を述べた文書は、加盟国が委員会に対し機密であるとして特定した部分を除き、要請に基づいて公開されるものとし、また下記第49項で述べられた一覧表掲載の理由の説明概要を策定するために用いられることができるこ

とを再確認する。

46. 新しい一覧表掲載を提案している加盟国、並びに本決議の採択前にアル・カーイダ制裁一覧表に含めるための名前を提案していた加盟国は、委員会または行政監察官が指定している国として加盟国の地位を知らせることができなかつた場合には、指定している国として明記するものとするを再確認する。

47. 加盟国に対し、利用可能な場合また自国の国内法に従って、INTERPOL・国際連合安全保障理事会特別通知に含めるため個人の写真またはその他の生物学的資料を提出することを奨励する。

48. 委員会に対し、本決議の規定に従って一覧表掲載のための標準様式を、必要に応じて、更新し続けることを指示しそしてまた監視チームに対し、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表並びに統合制裁一覧表の質を改善するために講じられることができた、識別情報を改善することを含む、更なる措置についてまた INTERPOL－国際連合安全保障理事会特別通知が、全ての一覧表に掲載された個人、集団、企業並びに団体のために存在していることを確実にするための措置について、委員会に報告することを更に指示し、そして事務局に対し、監視チームの援助を得て、2017年6月までのその完了を目的として、委員会により承認されたデータ・モデルを構築しまた維持することを更に指示しそして事務総長に対し、これに関連して追加の資源を提供することを要請する。

49. 委員会に対し、監視チームの援助を得てまた関連する指定している国と調整して、委員会のウェブ・サイト、それと同時に ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に付け加えられた名前、可能な限り詳細かつ具体的である一覧表掲載のための理由の説明概要並びに追加の関連情報にアクセス可能とすることを指示する。

50. 加盟国および関連する国際組織並びに機関に対し、委員会が対応する一覧表掲載または一覧表掲載のための理由の説明概要を再検討する時、委員会が何らかの関連する裁判所の決定および手続を審議することができるようにそれを委員会に知らせることを奨励する。

51. 委員会の全ての構成国および監視チームに対し、加盟国からの一覧表掲載要請に関して利用可能となるかもしれない情報を、この情報が、一覧表掲載に関する委員会の決定を知らせるのにまた第49項に記された一覧表掲載についての理由の説明概要のための追加の資料を提供するのに役立つように、

委員会と共有することを求める。

52. 事務局は、発表の後でしかし名前が ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に加えられてから 3 作業日以内に、個人および団体が所在することが信じられている国家そして個人の場合には、その者が国民である国家（この情報が知られている範囲まで）の政府代表部に、通知するものとするを再確認し、事務局に対し、一覧表掲載の理由の概要説明を含む、全ての関連する公開可能な情報を、名前が ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に加えられた直ぐ後で、委員会のウェブ・サイトに公表することを要請する。

53. 加盟国が、自国の国内法および慣行に従って、時宜を得たやり方で一覧表に掲載された個人または一覧表掲載の団体を通告するかまたは報告するため、そして一覧表掲載の理由の概要説明、関連する諸決議に規定されたように、一覧表掲載の効果の説明、決議 2083（2012）の第 43 項および本決議の添付文書 II、並びに本決議の第 10 および 76 項に従ってフォーカル・ポイント制度を通じたそのような要請を提出する可能性を含む、利用可能な免除に関する決議 1452（2002）の諸規定に従った行政監察官へのそのような要請を提出する可能性を含む、一覧表からの削除要請を審議する委員会の手続をこの通知と共に含めるために、あらゆる可能な措置を講じることを再確認する。

一覧表からの削除要請の再検討—行政監察官／加盟国

54. 本決議の添付文書 II に示された手続に反映されたような、決議 1904（2009）により設立された行政監察官事務所の職務権限を、2017 年 12 月の行政監察官事務所の現在の職務権限の終了の日から 24 か月の期間延長することを決定し、行政監察官は、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表から削除されることを求めている個人、集団、企業または団体からの要請を独立した且つ不偏的なやり方で受領し続けるものとしまたいかなる政府からも指示を求めたり受けたりしてはならないことを断言し、また行政監察官は、行政監察官事務所を通して ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表からの削除を要請したそのような個人、集団、企業または団体の一覧表からの削除について所見と、一覧表掲載を維持するという勧告または委員会が一覧表からの削除を審議する勧告のいずれかの勧告を委員会に提出し続けるものとするを断言する。

55. 本決議の第 2 項に記された措置を講じるための国家の要件は、行政監察官が、添付文書 II に従った一覧表からの削除要請に関する行政監察官の包括的報告書に一覧表掲載を維持することを勧告す

る場合、当該個人、集団、企業または団体に関しては変わらぬ立場にあるものとする。

56. 本決議の第2項に記された措置を講じるための国家の要件は、行政監察官が、委員会が一覧表からの削除を検討することを勧告する場合、委員会が、その第7項(h)を含む、本決議の添付文書IIに従った、行政監察官の包括的報告書の検討を完了する後60日で当該個人、集団、企業または団体に関して終了するものとし、もし、委員会が60日の期間の終了の前にコンセンサスで決定しなければ、要件は、当該個人、集団、企業または団体に関しては変わらぬ立場にあるものとし、但し、コンセンサスが存在しない場合、委員長は、委員会の委員の要請に基づいて、当該個人、集団、企業または団体を一覧表から削除するかどうかの問題を、60日の期間内に決定のため安全保障理事会に提出するものとし、さらにそのような要請があった場合には、本決議の第2項に記された措置を講じる国家の要件は、その問題が安全保障理事会により決定されるまで当該個人、集団、企業または団体に関しては、当該期間の間有効のままとするという安保理の決定を想起する。

57. 委員会は、個々の事案に応じて、第56項で言及された60日の期間を、コンセンサスで、短くすることができるという安保理の決定を想起する。

58. 本決議の第2項で言及された措置は、本質的に予防的でありまた国内法の下で規定された犯罪基準に依存しているものでないことをくり返し表明する。

59. 行政監察官事務所の重要性を強調し、そして事務総長に対し、適切な場合には、翻訳サービスを含む、必要な資源を提供することにより、行政監察官事務所の能力を強化し続けること、また独立した、効果的且つ時宜を得たやり方でその職務権限を実施するその継続した能力を確保するため必要な準備をすること、そして6か月間に行った活動についての最新情報を委員会に提供することを要請する。

60. 加盟国に対し、行政監察官に対し、適当と認められる場合に、関連する秘密情報を含む、全ての関連する情報を提供することを強く促し、加盟国に対し、利用可能な場合また時宜を得たやり方で、詳細なまた具体的な情報を含む、関連情報を提供することを奨励し、秘密情報の共有を促進するため行政監察官事務所との加盟国により発効したその国内の取極を歓迎し、これに関連したそのような情報の共有のための行政監察官事務所との取極の締結によるものを含む、加盟国の更なる進展を奨励し、また行政監察官は、加盟国がそれに提供しているそのような情報に置かれている機密保持の制約を遵守しなければならないことを断言する。

61. 行政監察官事務所に対し一覧表からの削除の請願を提出することにより ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表からの削除をまず求めるため国内のまたは地域の裁判所を通して、自らの一覧表掲載へ挑戦することを考慮しているか挑戦することの過程に既にいる個人および団体を励ますことを加盟国および関連する国際組織並びに機関に対し、強く促す。

62. 本決議の第 21 項で言及された、金融活動作業部会（FTAF）国際基準、特に、対象を特定した金融制裁に関する最善の慣行に留意する。

63. 指定した国家が、一覧表からの削除要請を提出する場合、本決議の第 2 項に記された措置を講じるための国家の要件は、60 日で当該個人、集団、企業または団体に関して終了するものとし、もし、委員会が 60 日の期間の終了の前にコンセンサスで決定しなければ、要件は、当該個人、集団、企業または団体に関しては変わらぬ立場にあるものとし、但し、コンセンサスが存在しない場合、委員長は、委員会の委員の要請に基づいて、当該個人、集団、企業または団体を一覧表から削除するかどうかの問題を、60 日の期間内に決定のため安全保障理事会に提出するものとし、さらにそのような要請があった場合には、本決議の第 2 項に記された措置を講じる国家の要件は、その問題が安全保障理事会により決定されるまで当該個人、集団、企業または団体に関しては、当該期間の間有効のままとするという安保理の決定を想起する。

64. 委員会は、個々の事案に応じて、第 63 項で言及された 60 日の期間を、コンセンサスで、短くすることができるという安保理の決定をまた想起する。

65. 第 63 項の一覧表からの削除要請を提出する目的のために、指定した国が多数ある場合には、コンセンサスが指定した国の間にまたは全ての中に、存在していなければならないという安保理の決定を更に想起し、そして更に、一覧表掲載要請の共同提案国は、第 63 項の目的の指定した国と考えられないものとするという安保理の決定を想起する。

66. 指定した国に対し、行政監察官に一覧表からの削除の請願を提出した一覧表に掲載された個人や団体に対して、指定した国としてのその身元を明らかにすることを行政監察官に許すことを強く促す。

67. 委員会に対し、その指針に従って、関連する諸決議において確立されたまた本決議の第 2 項に

定められた基準をもはや満たさなくなると主張される個人、集団、企業および団体の ISIL(ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表からの削除についての加盟国の一覧表からの削除要請を検討することを指示し、そして加盟国に対し、その一覧表からの削除を提出する理由を提出することを強く促す。

68. 国家に対し、亡くなったと公式に確認された個人に対する、また存在をやめてしまったことが報告されたかまたは確認された団体に対する一覧表からの削除要請を提出すること、しかるにそれと同時にそのような個人または団体に属していた資産が、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表あるいはその他の安全保障理事会制裁一覧表にあるその他の個人、集団、企業並びに団体に譲渡されるかまたは分配されないことを確保するためあらゆる合理的な措置を講じることを奨励する。

69. 加盟国に対し、亡くなった個人または存在することをやめてしまったことが報告されたかまたは確認された団体の資産を、一覧表から削除する結果として、凍結解除する場合、決議 1373 (2001) に定められた義務を想起することそして、とりわけ凍結解除された資産がテロ目的のために使われることを予防することを奨励する。

70. ウサマ・ビン・ラディンの一覧表掲載の結果として凍結されていた資産の凍結解除に先立ち、加盟国は、そのような資産を凍結解除する要請を委員会に提出するものとしそして資産が、一覧表に掲載された個人、集団、企業または団体に、直接的に若しくは間接的に、譲渡されるかまたは安全保障理事会決議 1373 (2001) に沿ってテロの目的に別な方法で使われないという委員会への保証を提供するものとするを再確認し、そしてそのような資産は、要請受領の 30 日以内に委員会の委員からの異議がない時にのみ、凍結解除されることを更に決定し、またこの規定の例外的性質は、前例を確立するものとして考慮されるべきでないことを強調する。

71. 委員会に対し、一覧表からの削除要請を検討する場合、指定した (諸) 国家、居住している、国籍のある、所在地のあるまたは法人が所在する (諸) 国家、並びに委員会により決定されたその他の関連する国家の意見に、然るべき考慮を払うことを求め、委員会の構成国に対し、要請に反対する時には一覧表からの削除要請に対する反対理由を提供することを指示し、そして委員会に対し、要請に基づいてまた適当と認められる場合に、関連する加盟国や国のまた地域の裁判所並びに機関に理由を提供することを要請する。

72. 指定した国家、居住している、国籍のある、所在地のあるまたは法人が所在する国家を含む、

全ての加盟国に対し、一覧表からの削除請願の委員会の再検討に関連するあらゆる情報を委員会に提供すること、また、要請された場合には、一覧表からの削除要請に関する自らの見解を伝えるために、委員会と会うことを奨励し、そして委員会に対し、適当と認められる場合に、一覧表からの削除請願に関する関連情報を持っている国内のまたは地域の組織若しくは機関の代表と会うことを更に奨励する。

73. 事務局は、名前が ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表から削除されてから 3 日以内に、居住している、国籍のある、所在地のあるまたは（この情報が知られている範囲までの）法人が所在する（諸）国家の政府代表部に通知するものとすることを断言し、そしてそのような通知を受領した国家が、自国の国内法および慣行に従って、時宜を得たやり方で一覧表からの削除について関係する個人、集団、企業または団体に通告若しくは通知するための措置を講じるものとするという安保理の決定を想起する。

74. 行政監察官が請願者の居住国で、彼または彼女と面接することができない場合には、行政監察官は、請願者の同意を得て、請願者がこの面接に必要な期間を超えない間、渡航費用を支払いそして行政監察官による面接を受けるために他国へ渡航することを請願者に認めることだけの目的のために、委員会が、本決議の第 2 項(a)および(b)の資産並びに渡航に関する制限の免除を認めることを、通過のそして目的地の全ての国がそのような渡航に反対しないことを条件として、検討することを要請でき、そして委員会に対して委員会の決定を行政監察官に通告することを指示する。

免除／フォーカル・ポイント

75. 上記第 2 項に示された資産凍結措置は、委員会が以下のものであると決定した基金およびその他の金融資産または経済資源には適用されないものとするを想起する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であるもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産または経済資源の日常の保有若しくは維持のための手数料若しくはサービス料のためにのみ充てられる支払いであるものであって、そのような資金へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから三作業日以内に否定的な決定を行わない場合；

(b) 基礎的な経費以外のものであって、臨時経費として必要なものであって、そのような基金の凍結を解除することを認める意図が通知され、かつ委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内

に要請を認める場合。

76. 決議 1730 で設立されたフォーカル・ポイント制度は、以下のことができることを再確認する。

(a) 決議 1452 (2002) で示したように、要請が最初に居住国の検討のため提出されることを条件として、本決議の第 2 項(a)に示された措置に対する免除の一覧表に掲載された個人、集団、企業並びに団体からの要請を受け、そしてフォーカル・ポイントは、決定のため委員会にそのような要請を伝えることを更に再確認し、委員会に対し、居住している国家およびその他の関連国家と協議したものを含んで、そのような要請を検討することを指示し、また委員会に対し、フォーカル・ポイントを通して、委員会の決定をそのような個人、集団、企業または団体に通告することを更に指示する。

(b) 本決議の第 2 項(a)に示された措置に対する免除を求める一覧表に掲載された個人からの要請を受けそして入国または通過が正当化されるかどうかを、個々の事案に応じて、決定するため委員会に、それを伝えること、委員会に対し、通過国および目的地の国並びにその他の関連する国家と協議してそのような要請を検討することを指示し、そして委員会は、本決議の第 2 項(b)の措置の免除に対し、通過および目的地の国家の同意があった場合にだけ合意するものとするを更に再確認し、そして委員会に対し、フォーカル・ポイントを通して、委員会の決定をそのような個人に通告することを更に指示する。

77. フォーカル・ポイントは、次に示す者からの通報を、受領し、委員会の検討のため委員会に伝えることを再確認する。

(a) ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表から削除された個人。

(b) ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表に含まれた個人と間違っただけまたは誤解した識別若しくは混同の結果として上記第 2 項に示された措置の対象となってしまうと主張する個人。

78. 委員会に対し、監視チームの援助を得てまた関係国と協議して、そのような通報を注意深く検討することまた 60 日以内に、適切と思われる場合には、第 77 項(b)に言及されたそのような通報に対し対応することを指示し、そして委員会に対し、適切と思われる場合には INTERPOL と協議して、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表に含まれた個人と間違っただけまたは誤解した身元若しくは混同の可能性あるまたは確認された事例に対処するため、適切と思われる場合には加盟国に通報することを更に指示する。

ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表の再検討および維持

79. 全ての加盟国、とりわけ指定した国家および居住している、国籍のある、所在地のあるまたは法人が所在する国家に対し、委員会に対し、一覧表に掲載された団体、集団および企業の活動状況、一覧表に掲載された個人の動静、投獄または死亡並びにその他の重大な出来事に関する最新情報を含む、一覧用に掲載された個人、集団、企業並びに団体についての、可能な場合にはまた自国の国内法に従って、個人の写真および関係資料と一緒にその他の生物学的資料を含む、追加の識別やその他の情報を、そのような情報が利用可能となる場合、提出することを奨励する。

80. 監視チームに対し、以下について、それぞれの指定した国家、居住している、国籍のある、所在地のあるまたは法人が所在する国家と協議して編集された一覧表を 12 か月毎に委員会に送付することを要請する。

(a) その登録が、彼らに課された措置の効果的な実施を確保するのに必要な識別子を欠く ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人および団体。

(b) 死亡診断書のような関連する情報の評価に沿って、死んだと伝えられている ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人、また可能な範囲まで、凍結資産の状態および位置並びに凍結解除された資産を受け取る立場にある個人または団体の名前。

(c) 何らかの関連情報の評価に沿って、存在することをやめてしまったと報じられたかまたは確認される ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にある団体。

(d) 3年またはそれ以上(「3年毎の見直し」)見直されていない ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にあるその他の名前。

81. 委員会に対し、これらの一覧表掲載が適切に存続しているかどうか再検討することを指示し、そして委員会に対し、委員会が一覧表掲載はもはや適切ではないと決定したならば一覧表掲載を削除することを更に指示する

82. 監視チームに対し、情報を求める委員会の要請に関係国が書面で応じない一覧表掲載を、3年後に再検討のために委員長に付託することを指示し、そしてこれに関連して、委員長としての資格で行動している委員長が、適切な場合にはそして委員会の通常的意思決定手続に従って、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表から削除するため名前を提出できることを委員会に注意を喚起する。

83. 委員会に対し、その他の関連する安全保障理事会制裁委員会、とりわけ決議 751 (1992) と 1907 (2009)、1988 (2011)、1970 (2011) と 2140 (2014) に従って設立されたものと、協力することを続けることを指示する。

84. 委員会とテロ対策委員会 (TCT) および決議 1540 (2004) に従って設立された委員会、並びにその各々の専門家集団を含む、国際連合テロ対策機関との中の、適切な場合には、情報共有の強化、その各々の職務権限の範囲内の諸国に対する訪問に関する、技術援助を促進することおよび監視することに関する、国際的なまた地域的な組織や機関との関係に関するそしてこれらの機関の関連性のその他の問題に関する調整を通したものを含む、現在進行中の協力を強化する必要性をくり返し表明する。

85. 監視チームおよび国際連合薬物犯罪事務所に対し、関連する諸決議の下でのその義務を遵守する取組において加盟国を支援するため、テロ対策委員会事務局 (CTED) および 1540 委員会専門家と協力して、地域的なまた準地域的な研究集会を準備することを通したものを含んで、その共同活動を続けることを奨励する。

86. 委員会に対し、本決議および諸決議 1267 (1999)、1333 (2000)、1390 (2002)、1455 (2003)、1526 (2004)、1617 (2005)、1735 (2006)、1822 (2008)、1904 (2009)、1989 (2011)、2082 (2012)、2083 (2012)、および 2133 (2014)、2178 (2014)、2195 (2014)、2199 (2015) 並びに 2214 (2015) を十分に遵守することを国家に奨励する目的で、上記第 2 項に言及された措置の完全且つ効果的な実施を強化するため、委員長および／または委員会に委員による選択した諸国への訪問を、適切と認められる場合に、検討することを要請する。

87. 委員会に対し、適切な場合には、他の委員会の委員長と協力して、委員会および監視チームの全般的な活動の状態について、安保理に、少なくとも 1 年に 1 回、その委員長を通して口頭で報告することを要請し、安保理への委員長からの報告に基づいて、委員会の活動について少なくとも 1 年に 1 回非公式協議を開催する安保理の意図を表明し、また委員長に対し、全ての関係している加盟国に対して定期的な説明を開催することを更に要請する。

88. 委員会に対し、上記第 2 項において課された措置の実施に関する現在進行中の司法手続についての国家および国際機構からの情報を求める要請を検討すること、そして委員会および監視チームの利

用可能な追加の情報で適切に対応することを指示する。

監視チーム

89. その職務権限を遂行することにおいて委員会を援助するため、並びに行政監察官を支援するため、決議 1526 (2004) の第 7 項に従って設立された現在のニューヨークに拠点のある監視チームの職務権限を、委員会の指示のもとで添付文書 I に記された責任を伴って、2017 年 12 月のその現在の職務権限の終了の日から 24 か月の更なる期間延長することを決定し、そして事務総長に対し、この趣旨で必要な準備をすることを要請し、また委員会、安全保障理事会の補助機関の指示のもとで、監視チームが、その任務を効果的に、安全にそして時宜を得たやり方で遂行するため、危険の高い環境における注意義務に関するものを含む、必要な行政的、安全上のまた実質的な支援を受けることを確実にすることの重要性を強調する。

90. 事務総長に対し、監視チームの能力を増強しそして ISIL の資金調達、先鋭化と勧誘および攻撃計画活動を分析するその技量を強化するため必要とされる追加の行政的および分析的援助資源並びに事務局による結果として生じる委員会の増加した活動の援助に加えて、監視チームに二人までの新しい専門家を加えることを要請し、そしてこれらの専門家の選抜過程は、募集過程における地域的およびジェンダー代表制の重要性に妥当な考慮を払うと同時に、上に示された義務を遂行する最強の資格をもった個人を任命することを優先させなければならないことに留意する。

91. 監視チームに対し、添付文書 I の(a)項に言及された委員会に対するその包括的な、独立報告書において、本決議の採択の後で、安全保障理事会または委員会により要請される可能性のある関連するテーマおよび地域的な主題並びに開発動向について報告することを指示する。

92. 関連する国際連合ミッションに対し、その既存の職務権限、資源および能力の範囲内で、その各々の展開地区における兵站的支援、安全上の援助および ISIL、アル・カーイダ並びに関連する集団および個人による脅威に関連したその活動における情報の交換を通してなど、委員会と監視チームを援助することを奨励する。

93. 監視チームに対し、本決議において課された措置の不遵守の実例および共通の様式を特定し、その情報を集めそして委員会に通知し続けること、並びに、加盟国の要請に基づいて、能力構築に関する

る援助を促進することを指示し、監視チームに対し、居住している、国籍のある、所在地のあるまたは法人が所在する（諸）国家、指定した国家、その他の関連する国家および関連する国際連合ミッションと緊密に活動することを要請し、また監視チームに対し、不遵守に対応するために取った行動について委員会に勧告を提供することを更に指示する。

94. 委員会に対し、その監視チームの援助を得て、加盟国によるより効果的な実施を可能にするための技術援助の提供のための分野を特定した優先するため、テロ対策委員会および CTED、CTITF とまた金融活動作業部会と、適切な場合には、協議して、重要なテーマまたは地域的な主題および加盟国の能力の課題についての特別会合を開催することを指示する。

95. 分析支援および制裁履行監視チームに対し、CTED と緊密に協力して、決議 1267（1999）と 1989（2011）に従って設立された委員会に 30 日後に、決議 2199（2015）と 2178（2014）の地球規模の実施の監視を強化するために取ることができる措置およびこれらの決議の地球規模の遵守を改善するため委員会により取ることができた追加の措置に関して委員会に勧告を提出することを要請する。

96. 分析支援および制裁履行監視チームに対し、取られた加盟国または委員会の行動による潜在的な制裁指定に関する集められた情報および分析を含む、決議 2199（2015）と 2178（2014）の地球規模の実施についてのその分析について口頭の説明を 3 か月毎に決議 1267（1999）と 1989（2011）に従って設立された委員会に提供することを要請する。

ISIL 報告

97. ISIL および関連する個人、集団、企業並びに団体が国際の平和および安全に対して与えた脅威を想起し、事務総長に対し、ISIL および関連する集団並びに団体に参加している外国人テロ戦闘員、および石油、遺物、並びにその他の天然資源の違法貿易を通したものを含む、これらの集団の資金調達源並びに彼らの攻撃の計画立案および支援を含む、上記の脅威の重大さを示した反映している、そしてこの脅威に対抗することにおいて加盟国を支援する国際連合の取組の範囲を反映している当初の戦略レベル報告書を、45 日後に提供すること、そしてその後 4 か月毎に、CTED の情報と共に、監視チーム並びにその他の関連する国際連合関係者と緊密に協力して、最新情報を提供することを要請する。

再検討

98. 18か月後あるいは必要な場合にはそれより早く、その可能性のある更なる強化を目的として、上記第2項で示された措置を再検討することを決定する。

99. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書 I

本決議の第 73 項に従って、監視チームは、委員会の指示の下で仕事をするものとした以下の職務権限および責任を有するものとする。

(a) 以下の問題について、6 か月毎に、最初は 2016 年 6 月 30 日までに、委員会に書面による、包括的な、独立した報告書を提出すること。

(i) 本決議の第 2 項に言及された措置の加盟国による実施；

(ii) イラク、シリア・アラブ共和国、リビアおよびアフガニスタンにおける ISIL 並びに系列組織の存在により与えられた脅威を含む（がそれに限定されない）ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体により与えられる地球規模の脅威およびボコ・ハラムの存在により示された脅威；

(iii) 決議 2199 (2015) の第 30 項に従った、影響評価の一部としての、次の対象、すなわち石油貿易、文化的財産の貿易、身代金目的の誘拐および外部からの寄付、直接的なまたは間接的な供給、武器およびあらゆる型の関連物資の販売または譲渡、の各々についての最新情報の形で同決議において負託されたこれらの措置の実施に関する進展、意図しない結果および予期しない課題を含む、決議 2199 (2015) における措置の影響；

(iv) アル・カーイダ、ISIL およびその他の関連する集団、企業により勧誘されたかそれに参加している外国人テロ戦闘員により与えられた脅威；

(v) 本決議の第 91 項に定められたように、安全保障理事会または委員会が監視チームにその包括的報告書に含めることを要請するその他の問題；

(vi) 本決議の第 2 項、決議 2178 (2014) および決議 2199 (2015) に言及されたものを含む、関連する制裁措置の改善された実施に関する具体的な勧告並びに可能性のある新しい措置。

(b) ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表からの削除を求めている個人、集団、企業または団体に関する更新された情報を提供することを含む、本決議の添付文書 II に具体化された行政監察官の職務権限を実行することにおいて、彼または彼女を支援すること。

(c) 一覧表掲載に関する事実および状況の委員会の記録を策定する目的で、安全保障理事会の補助機関としての、委員会に代わって旅行や加盟国との接触に取りかかることを含んで、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にある名前を定期的に再検討することにおいて委員会を支援すること。

(d) 本決議の第2項に言及された措置の実施に関するものを含んで、情報についての加盟国への要請に関するフォローアップにおいて委員会を支援すること。

(e) その再検討および必要な場合には、承認のため、委員会に対して、その中で監視チームが、重複を避け共同作用を強化する CTED と 1540 委員会の専門家集団との緊密な調整に基づく、旅行案を含む、その責任を果たすために描いた活動を詳しく述べるべき、包括的な作業計画を提出すること。

(f) 三つの委員会の中の、報告の分野におけるものを含んで、一致および部分的な一致の分野を特定しそして具体的な調整を促進するのに役立つため、CTED と 1540 委員会専門家集団と緊密に活動した情報を共有すること。

(g) とりわけその関連する作業部会を通して、国際連合のテロ対策取組における全体的な調整および一貫性を確実にするために設立された、テロ対策履行タスクフォースの範囲内を含む、国際連合グローバル・テロ対策戦略の下での全ての関連する活動に積極的に参加しそして支援すること。

(h) 自らの発案でまた委員会の要請に基づく両方で、加盟国を含む、全ての関連する情報源から情報を順序正しくまとめること、および関連する当事者と関与すること、事例研究を行うことによるものを含んで、本決議の第2項に言及された措置の報告された不遵守の事例について、委員会に代わって、情報を集めることそして再検討のため、不遵守の事例および不遵守のそのような事例に対して対応する活動について委員会への勧告を提供すること。

(i) 本決議の第2項に言及された措置の実施でまた ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表の追加の提案を準備する加盟国を支援するため加盟国によって使われる勧告を委員会に対して提出すること。

(j) 提案された一覧表掲載に関連した情報を委員会へ集めることや配布することまた本決議の第36項に言及された説明概要案を準備することによるものを含んで、一覧表掲載のための提案の委員会の審議において委員会を援助すること。

(k) 特定の個人または団体が、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表に加えらるべ

きか、それから削除されるべきかを特定する場合、委員会または適切な場合には、関連する加盟国と協議すること。

(l) 亡くなった個人に関する公に伝えられた情報のような、一覧表掲載からの削除の正当な理由となるかもしれない新しいかまたは注目すべき状況に委員会の注意をもたらすこと。

(m) 委員会により承認されたその活動計画に基づき、選ばれた加盟国への渡航の前に加盟国と協議すること。

(n) 適当と認められる場合に、訪問国における国内のテロ対策フォーカル・ポイントまたは同様の調整機関と調整しまた協力すること。

(o) アル・カーイダ、ISIL および関連する個人、集団、企業並びに団体による誘拐および人質拘束について加盟国により取られた措置についてのまたこの分野における関連する傾向や発展についての情報を提供することにおいて関連する国際連合テロ対策機関と緊密に協力すること。

(p) 委員会により命じられたように、ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表に含めるための名前および追加の識別情報を提出することを加盟国に奨励すること。

(q) 可能な限り最新且つ正確なものとして ISIL（ダーシュ）およびアル・カーイダ制裁一覧表を維持するためのその取組において委員会を援助する追加の識別およびその他の情報を委員会に提出すること。

(r) 適切な場合には、その職務権限の遂行に関連する情報を監視チームに対し、提供するよう加盟国を奨励すること。

(s) 委員会と協議して、アル・カーイダおよび ISIL の脅威の変化している性質、および例年の研究集会および／またはその他の適切な手段を通じた、関連する学者、学問的な機関や専門家との対話を、既存の資源の範囲内で、策定することによるものを含んで、彼らと向き合うための最善の措置について、研究することそして委員会に報告すること。

(t) それが ISIL、アル・カーイダおよび関連する個人、集団、企業並びに団体によるインターネットの犯罪を構成する濫用を防止することに関連するような、本決議の第2項(a)の措置の実施を含む、措置の実施について順序正しくまとめ、評価し、監視し、報告し、措置の実施に関する勧告を行うこと、そしてそのことが、適切な場合には、事例を追求し、委員会により指図されたその他の関連問題を深く探究するため、この添付文書の(a)節に示された監視チームの定期報告書の中に含まれるものとする

(u) 特に本決議の措置の国家の実施における格差や課題のような、この添付文書の(a)項に言及された監視チームの報告書において反映されるかもしれない問題に関する、彼らのコメントを考慮しつつ、加盟国と国際航空運送協会 (IATA)、国際民間航空機関 (ICAO)、世界税関機構 (WCO)、INTERPOL、金融活動作業部会 (FATF) およびその地域的な機関並びに国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) を含む、その他の関連機構と、ニューヨークおよび首都における代表者との定期的な対話を含んで、協議すること。

(v) 情報の共有を促進しそして措置の実施を強化するため、地域的なフォーラムを通じたものを含んで、加盟国の情報および治安サービスと、内々に、協議すること。

(w) 資産凍結の実践的な実施の認識、その遵守の強化を促進しまたそれについて学習しそして当該措置の実施の強化のための勧告を策定するため、加盟国、金融機関および関連する非金融業や団体を含む民間部門の関連する代表者、並びに FATF やその地域機関を含む国際的なまた地域的な組織と協議すること。

(x) 加盟国に対する民間航空運行者により提供される高度な乗客情報の利用を含む、渡航禁止の実践的な実施の認識、その遵守の強化を促進しまたそれについて学習しそして当該措置の実施の強化のための勧告を策定するため、加盟国、関連する民間部門および ICAO、IATA、WCO および INTERPOL を含む国際的なまた地域的な機構の代表者と協議すること。

(y) 一覧表に掲載された個人、集団、企業並びに団体による簡易爆発装置 (IEDs) の使用および IEDs を組み立てるために用いられた関連する構成部分、とりわけ爆発を誘発する機構、爆発の前駆物質、商業で使われる品質の爆発物、起爆装置、導爆線または毒物（これに限定されない）の調達に対抗するための措置について重点を置いて、武器禁輸の実践的な実施の認識、その遵守の強化を促進しまたそれについて学習するため、適切な場合には国家当局と調整して、加盟国、関連する国際的なまた地域

的な機構のそして民間部門の代表者と協議すること。

(z) 加盟国の要請に基づき、措置の実施を強化するための能力構築に関する援助を促進することにおいて委員会を援助すること。

(aa) INTERPOL および安全保障理事会特別通知への可能性ある包摂のために一覧法に掲載された個人の写真および、自国の国内法令に従った、生物学の情報を得るため、INTERPOL および加盟国と協働すること、INTERPOL および安全保障理事会特別通知が、全ての一覧表に掲載された個人、集団、企業並びに団体のために存在することを確保するため、INTERPOL と協働すること、そして偽のまたは誤った特定の例について委員会に報告することや勧告を提案する目的で、偽のまたは誤った特定の考えられる若しくは確認された事例に対処するため、適切な場合には、INTERPOL と更に協働すること。

(bb) 決議 1699 (2006) に言及された、INTERPOL との協力を強化することで、要請に基づいて、安全保障理事会のその他の補助機関およびその専門家パネルを援助すること、また国家当局による実施を促進するように、全ての国際連合制裁一覧表および強化された制裁一覧表の書式を標準化するため、事務局と協議して、活動すること。

(cc) 定期的にもしくは委員会がそう要請した場合に、加盟国へのその訪問およびその活動を含む、監視チームの活動について口頭のおよび／または書面による説明を通して、委員会に報告すること。

添付文書 II

本決議の第 54 項に従って、行政監察官事務所は、ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表にある個人、集団、企業または団体によりまたはそれらに代わって若しくはそのような個人、集団、企業または団体の法定代理人または同類の者(「請願者」)により提出された一覧表からの削除要請の受領後に以下の任務を実行することが承認されるものとする。

安保理は、加盟国が行政監察官事務所に対し、個人、集団、企業または団体に代わって一覧表からの削除の請願を提出することが認められていないことを想起する。

情報を集めること（4か月）

1. 一覧表からの削除要請の受領に基づいて、行政監察官は、以下のことを行うものとする。

(a) 一覧表からの削除要請の受領を請願者に知らせる。

(b) 一覧表からの削除要請を進めるための一般的な手続を請願者に通知する。

(c) 委員会の手続についての請願者からの具体的な質問に答える。

(d) 請願が、本決議の第2項に規定された、本来の一覧表掲載基準に適切に対処できない場合、請願者に通知し、そして彼または彼女の熟考のため請願者にそれを返却する。

(e) 要請が新しい要請またはくり返された要請かどうか、確かめ、それが行政監察官に対するくり返された要請でありそして関連する追加情報を含んでいないならば、適切な説明と共に、彼または彼女の熟考のため、請願者にそれを返却する。

2. 請願者に返却されない一覧表からの削除制限に対し、行政監察官は、委員会の委員、指定した（諸）国家、居住のまた国籍のまたは法人の所在地の（諸）国家、関連する国際連合機関および行政監察官が関連するとみなしたその他の国家に対し、一覧表からの削除要請を直ちに転送するものとする。行政監察官は、これらの国家または関連する国際連合機関に対し、一覧表からの削除要請に関連した適切な追加の情報を、4か月以内に、提供することを求めるものとする。行政監察官は、次のことを決定するためこれらの国家との対話に従事することができる。

(a) 一覧表からの削除要請が認められるべきかどうかについてのこれらの諸国の意見。

(b) 一覧表からの削除要請を明らかにするため請願者により取られたかもしれないなんらかの情報または措置を含む、これらの国家が、一覧表からの削除要請に関する請願者と連絡したがるという説明についての情報、質問または要請。

3. 行政監察官により相談された全ての指定した国家が、請願者の一覧表からの削除に反対しない場合、行政監察官は、適切な場合には、情報を集める期間を短くすることができる。

4. 行政監察官は、一覧表からの削除要請を監視チームに対しまた直ちに転送するものとし、以下のものが、4か月以内に、行政監察官に提供されるものとする。

(a) 裁判所の決定および手続、新しい報告、並びに国家または関連する国際機構が以前委員会若しくは監視チームと共有したことがある情報を含む、一覧表からの削除要請に関連する監視チームに利用

可能な全ての情報。

- (b) 一覧表からの削除要請に関連した請願者により提供された情報の事実に基づく評価。
- (c) 監視チームが、一覧表からの削除要請に関して請願者に聞きたい説明に対する疑問または要請。

5. 情報収集のこの4か月の期間の最後に、行政監察官は、国家が供給した情報およびそこで遭遇した著しい課題に関する詳細な情報を含んで、今までの進展について委員会に書面による最新情報を提出するものとする。行政監察官は、情報を提供するため追加の時間を求める加盟国による要請に然るべき考慮を払って、より多くの時間が情報収集に必要であると彼または彼女が評価したならば、2か月まで一度だけこの期間を延長することができる。

対話 (2か月)

6. 情報収集期間の完了に基づき、行政監察官は、請願者との対話を含むことができる、2か月間の関与を促進するものとする。追加の時間を求める要請に然るべき考慮を考えれば、行政監察官は、より多くの時間が関与および下記第8項に記された包括的報告書の草案に必要であると彼または彼女が評価したならば、2か月まで一度だけこの期間を延長することができる。行政監察官は、彼または彼女が少ない時間が要求されていると評価したならば、この期間を短くすることができる。

7. この関与期間中、行政監察官は、以下のことを行う。

(a) 関連する国家、委員会および監視チームから受領した何らかの質問または情報要請を含む、口頭または書面のいずれでも、請願者に質問を提出し、または委員会の要請の審議を助けることができる追加の情報または説明を要請することができる。

(b) 請願者が、アル・カーイダ、ISIL、または末端組織、系列組織、分派集団またはそれらの模倣集団と現行の関係がないことを宣言し、将来においてアル・カーイダまたは ISIL と関係しないことを約束する署名された陳述書を請願者に要請すべきである。

(c) 可能な範囲で、請願者と会うべきである。

(d) 請願者からの返答を、関連する国家、委員会および監視チームに逆に送付しそして請願者による不完全な対応に関連して請願者をフォローアップするものとする。

(e) 請願者の更なる問い合わせ、または請願者への対応に関して、国家、委員会および監視チームと調整するものとする。

(f) 情報収集または対話の局面の期間中、行政監察官は、情報を提供した国家が同意するならば、

一覧表からの削除要請に関する国家の立場を含んで、国家により提供された情報を関連する国家と共有することができる。

(g) 情報収集および対話の局面の途中でまた報告書の準備において、行政監察官は、当該国の書面による明確な同意がない場合、機密の扱いで国家により共有されたあらゆる情報を明らかにしないものとする。

(h) 対話の局面において、行政監察官は、指定した国家の、並びに関連する情報を届け出たその他の加盟国、とりわけ最初の一覧表掲載をもたらした行為または関連により影響を最も受けた加盟国の意見を真剣に考慮するものとする。

8. 上で示した関与の期間の完了に基づき、行政監察官は、適切な場合には、監視チームの助けを得て、もっぱら以下のことを扱っている、委員会の包括的報告書を起草しそして配布するものとする。

(a) 一覧表からの削除要請に関して行政監察官に利用可能な全ての情報を要約しそして、適切な場合には、その情報源を明記すること。この報告書は、行政監察官との加盟国の意思疎通の機密の要素を尊重するものとする。

(b) 請願者との対話を含む、この一覧表からの削除要請に関する行政監察官の活動を詳述する。

(c) 行政監察官および行政監察官の勧告に利用可能なあらゆる情報の分析に基づき、一覧表からの削除要請に関する主要な議論を委員会のために展開する。勧告は、一覧表からの削除要請の調査時点での一覧表掲載に関する行政監察官の見解を述べるべきである。

委員会の議論

9. 委員会が、国際連合の全ての公用語で包括的報告書の再検討のため 15 日を費やした後で、委員会の委員長は、審議のため委員会の議事日程に一覧表からの削除要請を載せるものとする。

10. 委員会が一覧表からの削除要請を審議する時、行政監察官は、包括的報告書を本人が提出しそして要請に関する委員会委員の質問に答えるものとする。

11. 包括的報告書の委員会審議は、包括的報告書がその再検討のために委員会に提出された日から遅くとも 30 日以内に完了されるものとする。

12. 委員会が、包括的報告書のその審議を完了した後で、行政監察官は、全ての関連する国家に勧告に

ついて通告することができる。

13. 指定した国家、国籍国、居住国または法人所在地国の要請に基づいて、そして委員会の承認を得て、行政監察官は、包括的報告書の複写を、委員会により必要とみなされる改訂版と共に、以下のことを確認しているそのような国家への通知に加えて、そのような国家へ、提供することができる。

(a) 情報の範囲を含む、行政監察官からの情報を公開する全ての決定は、委員会の指示でまた個々の事案に応じて、委員会により行われる。

(b) 包括的報告書は、行政監察官の勧告の根拠を反映しそして個人的な委員会の委員に帰するものではない。

(c) 包括的報告書、およびそこに含まれた情報は、厳格に極秘として扱われまた委員会の承認なしに請願者またはその他の加盟国と共有すべきではない。

14. 行政監察官が、一覧表掲載を維持することを勧告する事例においては、本決議の第2項の措置を講じる国家の要件は、委員会の委員が、その通常のコセンサス手続の下で審議するものとする、一覧表からの削除要請を提出しない限り、その個人、集団、企業または団体に関しては変わらぬ立場にあるものとする。

15. 委員会が一覧表からの削除を審議することを、行政監察官が勧告する事例においては、本決議の第2項の措置を講じる国家の要件は、第7項(h)を含む、この添付文書IIに従って、委員会が行政監察官の包括的報告書の審議を完了する60日後に、当該個人、集団、企業または団体に関して終了するものとする。但し、コセンサスが存在しない場合、委員長は、委員会の委員の要請に基づいて、当該個人、集団、企業または団体を一覧表から削除するかどうかの問題を、60日の期間内に決定のため安全保障理事会に提出するものとし、さらにそのような要請があった場合には、本決議の第2項に記された措置を講じる国家の要件は、その問題が安全保障理事会により決定されるまで当該個人、集団、企業または団体に関しては、当該期間の間有効のままとする。

16. 本決議の第55および56項に記された過程の終わりに続き、委員会は、60日以内に、第2項に記された措置が維持されるかまたは終了するかどうか、理由を述べつつまた更なる関連情報、そして適当と認められ場合に、請願者に伝える行政監察官のために更新された一覧表掲載の理由の概要説明を含んで、行政監察官に伝えるものとする。60日の期限は、行政監察官または委員会にある未決の問題に適用しそして本決議の採択から有効となる。

17. 行政監察官が、第 28 項の下の委員会からの通報を受領する後で、第 2 項の措置が維持されている場合には、行政監察官は、委員会に送られた先行版と共に、請願者に以下の書簡を送るものとする。

(a) 請願の成果を通報する；

(b) 可能な範囲までまた行政監察官の包括的報告書を利用している、行政監察官により集められた公に公開可能な事実に関する情報を記述している；

(c) 上記第 28 項に従って行政監察官に対し提供された決定についてのあらゆる情報を委員会から転送する。

18. 請願者との全ての通信において、行政監察官は、委員会の審議の機密性および行政監察官と加盟国との間の通信の秘密を尊重するものとする。

19. 行政監察官は、請願者、並びに事件に関係するが委員会の委員でない国家に、過程が到達した段階について通告することができる。

行政監察官事務所のその他の任務

20. 上で具体化された任務に加えて、行政監察官は次のことを行うものとする。

(a) 委員会の指針、概況報告書およびその他の委員会が準備した文書を含む、委員会の手続についての公に公開可能な情報を配布する。

(b) 住所が知られている場合、本決議の第 53 項に従って、事務局が国家または諸国家の政府代表団に公式に通告した後で、個人または団体の一覧表掲載の状況について彼らに通告する。

(c) 安全保障理事会に、行政監察官の活動を要約している半年毎の報告書を提出する。